

NPO法人設立方法②

-NPO法人になるための要件-



1-1. NPO法人の人的要件①

①NPO法人に必要な役員は？：

- NPO法人・必要な人的要件：**理事／監事／社員**（従業員にあたる職員とは異なる）
- NPO法人・役員構成要件：**理事3人以上／監事1人以上⇒合計4人以上の役員が必須**
- NPO法人・社員構成要件：**最低10人以上必要**（社員名簿：住所・氏名記載が必要）

②社員になれる者は？

- 社員と役員は**兼務**することが出来る
- 構成実例要件：役員4名（社員と兼務）+6人の社員で要件はクリア
- 法人も社員になることが出来る（但し、役員{理事・監事}にはなれない）

③役員役割・責任等は？

◎理事の役割：

1. NPO法人の業務執行
2. 理事会の開催・意思決定
3. **理事の代表権について（通常、理事の中から代表者を選任・NPO法人の代表権を集中）**

*理事全員が代表権を持つと、決定・判断が混乱してしまう



1-2. NPO法人の人的要件②

◎理事の責任：

1. 業務執行の基本：**善管注意義務**を負う⇒義務を怠り損害が発生した場合⇒**損害賠償責任有り**
2. 法令に違反する行為（届出・登記・書類提出等）⇒過料に処せられる場合有り

◎監事の役割：

1. 監事は**理事を監督・法人財産状況を監査**
2. 不正行為等を発見した場合⇒社員総会or都道府県庁に報告義務有り
3. **理事を兼務出来ない・法人従業員も不可（但し、社員は可能）**

◎役員になれない人（欠格自由）：

1. 成年被後見人or補佐人
2. 破産者で復権を得ない者
3. 暴力団構成員等
4. 禁固以上の刑に処せられ2年を経過しないもの（執行終了日or執行を受けることがなくなった日）
5. 罰金刑以上の刑に処せられ2年を経過しないもの（執行終了日or執行を受けることがなくなった日）
6. 設立認証取消解散当時の役員（設立認証取消日から2年を経過しない者）



1-3. NPO法人の人的要件③

◎親族の制限：

1. 役員制限：**家族・親族等の身内で固めることは出来ない**
2. 役員になれる親族の数：
 - ①各役員の各親族⇒**1人**を超えてはならない
 - ②役員・親族を合わせた人数⇒**役員総数1/3**を超えてはならない
 - ③社員には親族制限は無い

◎役員6人以上いる場合の親族制限（家族独断運営回避）：

1. 各役員につき⇒**配偶者or 3親等内親族を1人のみ役員**に加えられる
2. 遠い親戚は対象外

◎役員の報酬（**労務の対象として賃金を受取ることが出来る**）：

1. 役員報酬受領可能人数：**役員総数の1/3以下**でなくてはならない
2. 実例：役員4～5人（役員報酬1人）／役員6～8人（役員報酬2人）／役員9～11人（役員報酬3人）



1-4. NPO法人の人的要件④

④社員について：

●NPO法人の社員とは：

1. **社員総会で議決権**を持つ人⇒NPO法人の構成メンバー
2. 株式会社でいう所の「株主」
3. 株式会社では「会社員」／NPO法人では「職員」

●親族は社員になれるのか？：

1. 社員に関しては⇒**親族制限は無い**
2. 役員に親族を入れることは⇒制限あり

●反社会的勢力に関して：

1. 当該構成員は不可
2. 当該構成員でなくなった日から、**5年を経過していない人の統制下にある団体でないこと**



2-1. NPO法人のその他要件

1. 営利を目的としてはいけない：

- 活動によって得た利益：構成員に分配することを目的としない！ことが大前提

2. 宗教を目的としてはならない：

- 宗教法人が法人格を取得するには⇒宗教法人法によって取得
- NPO法では、宗教団体によるNPO法人の設立を禁止

3. 政治／政治家への支援を目的としてはならない：

- 政治的主義の推進・指示・反対行為を目的とすることは出来ない
- 特定公職者・候補者の支援禁止／政治的支持活動を主目的と出来ない

4. 本来のNPO事業に支障をきたしてはならない：

- その他の事業を行うことは出来るが⇒事業収益は、本来の事業の為に使用しなければならない

5. 特定の個人・法人・団体等の利益を目的として事業を行ってはならない：

- 不特定多数の利益となることを目的としてはならない⇒NPO法の主旨に反する

